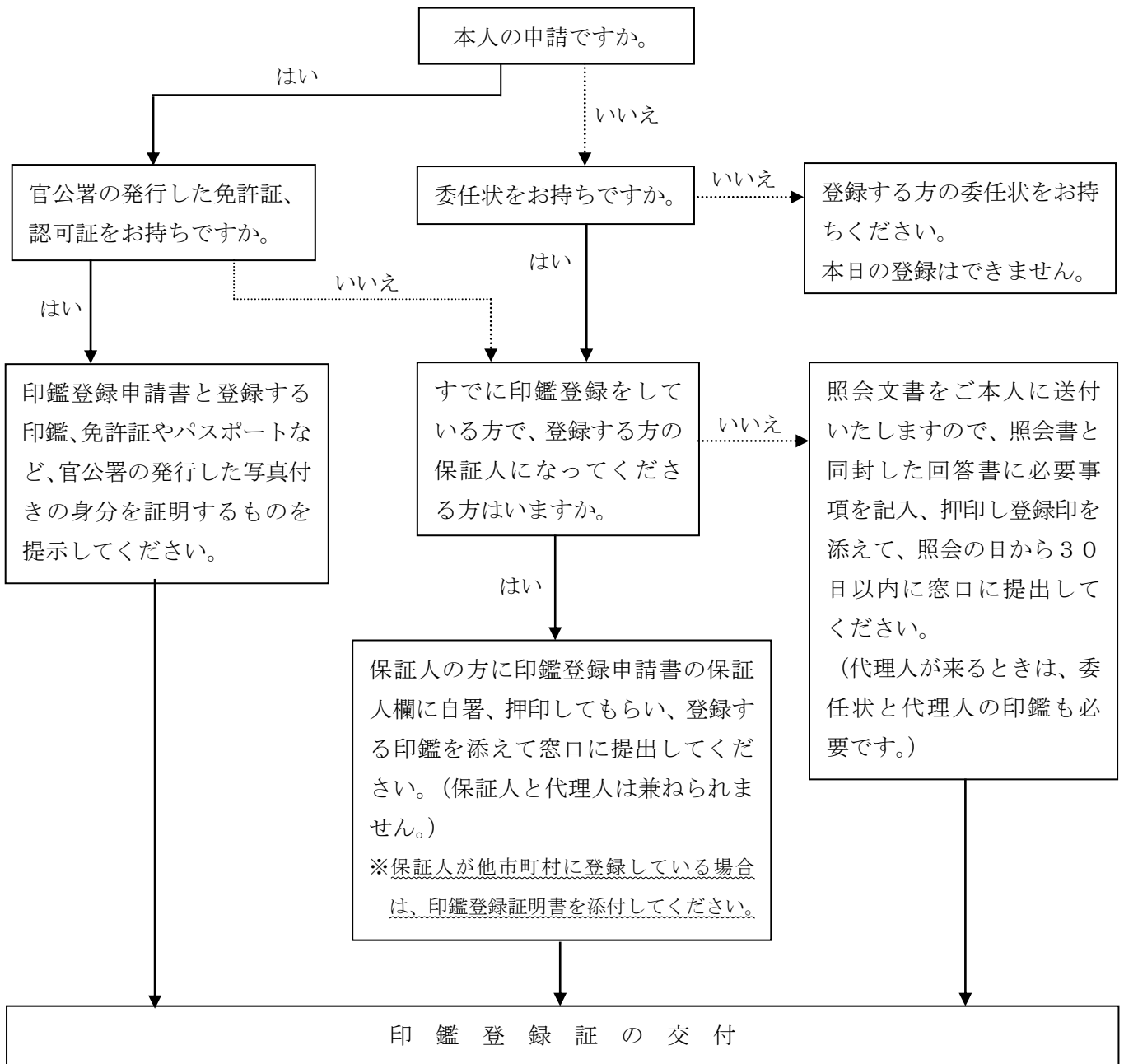


《印鑑登録について》



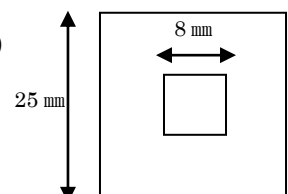
<登録できる印鑑>

- ・氏名を表示したもの (外国人のみ通称可)
- ・氏を表示したもの
- ・名を表示したもの
- ・氏と名 (通称含む) の一部を組み合わせたもの
- ・機械彫り等により一般に市販されているもの (三文判)
- ・非漢字圏の外国人住民の住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組合せたもので表されている印鑑

<登録できない印鑑>

- ・氏名を表していないもの
- ・氏名以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印その他の材質で変形しやすいもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・一辺が8mmの正方形に収まり、2.5mmの正方形に収まらないもの
- ・その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

(実物大)



お問い合わせは

清川村税務住民課

電話 288-3849 (直通)